

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

岩 国 市 長 福 田 良 彦

市町村名 (市町村コード)	岩国市 (35208)	
地域名 (地域内農業集落名)	大野地域 (大野上、大野中、大野下)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年10月3日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

認定農業者がおらず、主な栽培作物は水稲である。高齢化が進んでおり、構成員のほとんどが、65歳以上であるため、今後の後継者の確保・育成が課題である。また、法面の草刈りに労力が取られている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

今後も各担い手による水稲を中心とした農業経営を持続していく。
 保安全管理農地での、そばや小麦栽培も検討したい。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1.55 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1.55 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
まずは、自己所有農地を可能な限り管理保全しながら、まだ耕作が出来る状態のうちに、担い手の意向を踏まえた上で、農地中間管理機構やHP等を活用して農地集約を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
所有者と担い手の意向を踏まえた上で農地中間管理機構に貸付し、その農地を担い手に集積・集約
(3)基盤整備事業への取組方針
水路等、補修等が必要な箇所があれば、状態に応じて個別に対策・修繕を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域の農地は地域で守っていくことを基本とし、集落内外の新たな担い手の育成・確保のため、市・農林事務所・JA等の関係機関と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
当エリアには農業支援サービス事業者が不在。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシの被害が多くみられるため、防護柵等の獣害防止対策を行う。
- ⑦中山間等直接支払交付金事業の該当農地においては、適切な農地の維持管理を行う。